

エフピコ環境基金 2025年度  
能登半島地震後の環境保全活動支援特別枠 募集要領



## 1. 能登半島環境保全活動支援特別枠について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による様々な環境課題を身近な問題として捉えて行われる、当該地域を対象とした自然環境保全等の活動について、特別枠を設けて支援します。

## 2. 助成対象

### (1)助成対象

能登半島地震後の当該地域を対象とした自然環境保全活動をはじめとする以下のような活動を幅広く助成します。

- (例)
- ・震災後の里山・里海・河川の環境保全活動
  - ・震災後の生態系の調査やその保全活動
  - ・震災体験の継承による環境啓発活動
  - ・防災教育活動
  - ・子ども食堂等の食に関する復興活動
  - ・自然文化の復興と継承活動

### (2)助成対象団体

日本国内に拠点をもつ、以下の条件を満たす活動実績のある団体とします。

- ①NPO・NGO、公益法人および法人格を持たない任意団体やグループを含む、非営利団体
- ②教育機関、地方公共団体

### (3)助成対象外となる団体

- ①営利を目的とする団体・事業
- ②宗教上・政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体・事業
- ③暴力団、暴力団員、暴力団関係者他、反社会的勢力等と交際、関係がある団体
- ④活動実績が1年に満たない団体
- ⑤個人事業主
- ⑥その他、当社がふさわしくないと判断したもの

## 3. 助成金額及び助成期間

### (1)助成金額

- ・1件あたり上限100万円(年間)で、契約締結後(2025年3月予定)、助成金全額を一括でお支払いします。(2025年4月予定)
- ・活動に必要な経費のうち、人件費・旅費・交通費・宿泊費の割合を助成金額の50%に引き上げます。
- ・環境保全に必要な工具・器具・備品の購入も対象です。

### (2)助成期間

- ・2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)  
(最長3年までの助成一括申請を可能とします)

エフピコ環境基金 2025年度  
能登半島地震後の環境保全活動支援特別枠 募集要領

#### 4. 助成対象となる費用

- (1) 助成対象となる費用は、活動や事業に必要な経費のうち、以下の項目とします。
- ① 人件費・旅費・交通費・宿泊費(助成金額の50%を上限とします)
  - ② 機材及び備品費
  - ③ 会議費・通信費
  - ④ 業務委託費
  - ⑤ その他経費

#### 5. 選定方法・選考結果

##### (1) 選定方法

助成対象となる活動は、エフピコ環境基金事務局による一次審査、社外有識者を含む審査委員会による最終審査を経て決定されます。  
一次書類審査通過団体に対して事務局とのヒアリングを実施します。

##### (3) 審査委員会

(委員長) 末吉 竹二郎	株式会社エフピコ 経営(環境問題等)アドバイザー
(委員) 佐藤 守正	株式会社エフピコ 代表取締役会長(兼)エフピコグループ代表
(委員) 浅利 美鈴	株式会社エフピコ 独立社外取締役 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター教授

##### (4) 選考結果

選考結果につきましては、期日までに最終審査を通過した団体のみご連絡いたします。

##### (5) 助成金交付内定時期

2025年3月上旬

#### 6. 応募方法

##### (1) 募集期間

2024年10月1日(火)~2024年11月30日(土)

##### (2) 提出書類

- ① 助成申請書(HP掲載のフォームをご使用ください)
- ② 前年度の決算書類(貸借対照表・損益計算書)
- ③ 団体規約
- ④ 役員名簿

##### (3) 提出方法

エフピコ環境基金事務局宛まで、Eメールで提出してください。

メールアドレス : [fp-kankyokikin2@fpco-net.co.jp](mailto:fp-kankyokikin2@fpco-net.co.jp)

エフピコ環境基金 2025年度  
能登半島地震後の環境保全活動支援特別枠 募集要領

## 7. 助成の流れ

### (1) 助成契約の締結

助成を受ける団体は、当社所定の覚書にて助成契約を締結いただきます。

### (2) 助成金の支払い

助成契約締結後、助成金額の全額を支払います。

※助成期間が1年以上に渡る場合にも、支払いは1年ごとに行います。

### (3) 中間報告書の提出

助成期間中の活動について、半年ごとに中間報告書(10月末)を提出いただきます。

当初の計画より変更点がある場合は、理由、変更点を報告してください。

### (4) 活動報告書の提出

助成期間中の活動全体について、活動報告書(4月末)を提出いただきます。

当初の計画より変更点がある場合は、理由、変更点を報告してください。

### (6) 助成金の返還について

以下の基準に該当する場合、助成金の返還を要請する場合があります。

- ・助成金を申請された事業内容以外に使用したとき
- ・中間報告書、活動報告書を活動終了後3か月以内に提出しないとき
- ・事業期間内に助成金を使用できなかったとき
- ・助成期間内の活動実績・成果が乏しいと判断したとき

## 8. その他

### (1) 個人情報の取り扱い

申請者および採択者の個人情報については、本助成選考および助成の目的にのみ使用し、第三者へ提供・預託することはありません。

また、採択者の氏名・団体名・活動内容等を、当社関連の印刷物やホームページに公開させていただく場合があります。

### (2) お問い合わせ

エフピコ環境基金事務局

〒163-6036 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 新宿オークタワー36階

お問い合わせはメールにてお願い致します。

メールアドレス: [fp-kankyokikin2@fpco-net.co.jp](mailto:fp-kankyokikin2@fpco-net.co.jp)

※メール不具合などご連絡にお困りの場合は

電話番号 : 03-5325-7809

お電話にてお問い合わせください。